

地域安全ニュース

池田地区防犯協会
池田警察署 572-0110
みんなでつくる
安心の街

車上ねらいに注意して

気温が高い日には、窓を開けたまま駐車する車が目につきます。車上ねらい被害を防ぐため、短時間であっても車から離れる際には窓を閉め、ドアロックをしましょう。車内にはカバンや財布はもちろんのこと、電子機器、DVD、CD等のお金に換えられるものを残さないようにしましょう。犯人は車内に欲しいものがあれば窓ガラスを割ったり、鍵穴を壊してでも盗みます。窓ガラスや鍵穴を壊された場合は、盗まれたものの価値が低かったとしても、修理には相当の費用がかかります。車内は常に整理整頓し「他人が見て価値のある物」を置かないようにしましょう。

「センサーライト」を設置しましょう

住居侵入・タイヤや自転車の盗難など犯罪防止に効果的なセンサーライト。暗闇や死角で人の動きを感知して点灯する光は周囲から目立ちますので犯罪の抑止効果に繋がります。ホームセンターなどで購入できますので、カーポートや物置、玄関先に設置し、狙われない住まいづくりを目指しましょう。

～ 犯罪発生状況 ～

- 【豊頃町】
- 平成27年9月末頃から28年4月20日までの間、町内公共施設の灯油タンクから灯油が盗まれた。
- 【池田町】
- 4月19日夕方から20日夕方と27日夕方から28日朝までの間、町内の駐輪場から自転車が盗まれた。
 - 4月22日夕方から24日朝までの間、町内会社事務所から現金が盗まれた。

特殊詐欺に注意

北海道内での特殊詐欺被害が増加しています。手口は、息子などをかたる「オレオレ詐欺」やまったく身に覚えのないお金を請求してくる「架空請求詐欺」、役場職員等をかたって還付金などの名目でATMへ誘い込んでお金を振り込ませる「還付金等詐欺」など様々あります。

「私は大丈夫」と油断することなく、「もしかしたら」という気持ちで、少しでも不安に思ったら家族や警察に相談することが大切です。

こんな言葉がでたら詐欺！！

- ★「名義貸し」
- ★「ATMで医療費が戻る」
- ★「レターパック、宅配便でお金を送る」
- ★「部下がお金を取りに行く」



駐在だより
はるにれ
～みんなで築こう 安全で安心な大地～
http://www.ikedai-syo.police.pref.hokkaido.jp
池田警察署 572-0110
茂岩駐在所 574-2013
豊頃駐在所 574-2151
大津駐在所 575-2002
作成：砂山和則

夏の交通安全運動の実施

～ ストップ・ザ・交通事故 めざせ安全で安心な北海道 ～

- 子供と高齢者の交通事故防止**
運転手は、お年寄りや子供を見かけたらスピードダウン！歩行者も信号を守り、道路の横断には注意しましょう。
- 自転車の安全利用の推進**
自転車も車両です（軽車両）車と同じように信号や標識に従って交通ルールを守りましょう。飲酒運転はもちろん違反です。
- 車内全座席のシートベルト着用**
車内に安全な座席はありません。全ての座席でシートベルトを着用し、小さい子供はチャイルドシートとベルトを着用しましょう。
- 飲酒運転の根絶**
飲酒運転根絶条例制定に伴い、飲酒運転を「しない・させない・許さない」という規範意識を持って飲酒運転を根絶しましょう。



～ 7月13日は飲酒運転根絶の日～

夏休みにおける少年非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

- 非行防止は家庭から**
親子の会話や団らんが心がけ、子供が家に居て安らげる家庭を作りましょう。
- こんな兆候は要注意！**
行き先を言わないで外出する、帰宅時間が不規則になる、夜遊びや外泊が増加する、落ち着きが無く怒りやすい、親子の対話を避ける。
- 子供の携帯電話にフィルタリングサービス**
フィルタリングを活用し、有害サイトへのアクセスを制限し、子供を犯罪から守りましょう。



お知らせ

現在池田警察署には、公正に選挙が行われるよう、選挙違反取締り本部を設置しております。
選挙に関する違反情報などがありましたら警察署又は駐在所にご連絡ください。



豊頃町空き家等情報バンク制度

～空き家等情報バンクにご登録ください！～

この制度は、町内にある空き家等の情報を登録し、インターネット等を通じて本町に興味をもつ方々に公開することにより、物件の有効活用を図り地域の活性化を促進する制度です。空き家・空き地等を「貸したい」「売りたい」とお考えの方は、ぜひ、本制度のご活用をご検討ください。



- ※本制度は、町が売買・賃貸の仲介を行うものではありません。
- ※売買・賃貸交渉および契約等は当事者間で行っていただきます。
- ※登録にあたっては、登録申込書等の手続きが必要となりますので、制度の詳細は担当係へお尋ねください。

空き家・空き地利活用事業補助金

空き地の購入・空き家の賃貸料の一部を補助します。

- ◆ **事業内容** /
空き家・空き地の利活用による移住・定住の促進を図るため、空き地の購入、空き家の賃貸料の一部に対して補助金を交付します。
- ◆ **対象物件** /
「豊頃町空き家等情報バンク」に登録された住宅の建築が可能な空き地及び居住可能な空き家。
- ◆ **補助対象者** /
① 町内在住者又は移住者で、空き地を購入し、購入後3年以内にその土地に住宅を新築する方。
② 移住者で、空き屋を賃借する方。
- ◆ **補助金額** /
① 空き地の購入費用（租税公課、契約費用、登記費用、仲介手数料等を除く。）又は国税庁における土地の評価方法（倍率方式）に準じて計算された評価額の低い方の額の2分の1とし、限度額は50万円とする。ただし、移住者及び子育て世帯は限度額を70万円とする。
② 家賃月額2分の1とし、限度額は月2万円とする。ただし、子育て世帯は限度額を月3万円とする。（最大24か月分）
- ◆ **特記事項** /
定住促進等住宅取得補助金と併用可。
- ◆ **手続き** /
上記のほか、各種要件があります。詳細は企画課までお問合せください。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216